

# 近代日本の青年教育史 (その1)

高 森 充

## 序 説

後期中等教育の改編と青年教育 義務教育修了の青少年のすべてに、どのような内容の教育を、いかなる形で与えるかは、いわゆる後期中等教育の問題としてこんにちのわが国最大の教育課題となっている。昭和38年6月、文部大臣は中教審に対して「後期中等教育の拡充整備について」諮問を行なった。その場合の「諮問理由」と「検討すべき問題点」として、次のように表明されていた。

まず諮問理由としては「今日、高等学校への進学者数はすでに義務教育修了者数の3分の2にのぼり、その他の各種教育・訓練施設に学ぶ者も少なくないが、このことも上のような見地から、すべての青少年を対象として後期中等教育の拡充整備を図るべき段階に至っていることを示していると思われる。……」(文中下線は筆者、以下同じ)をとりあげている。つづいて検討すべき問題点として、一つは「期待される人間像」について、いま一つは「後期中等教育のあり方」についてをあげていた。(1)「すべての青少年を対象として後期中等教育の拡充整備……」のことは見ると、完全な中等教育をすべての者に、とか、高校全入、とかの政策を行政も又承認するかのごとき押し出し方であった。しかし昭和41年10月31日の中教審最終答申をくわしく検討すれば、内容は全く違った様相をおびてくる。それは「期待される人間像」を究極の理念として、いまの教育制度、内容をどうしてもかえていかなければならないという立場である。「後期中等教育のあり方」でとりあげられている具体的方策は大きくは次の5項目である。即ち①高等学校教育の改善、②各種学校制度の整備、③勤労青少年に対する教育の機会の保障、④社会教育活動の充実、⑤その他(特殊教育機関の拡充、普通教育の徹底、女子教育への配慮、高校単位の認定、就学奨励)について盛り沢山の方策を提起している。それらはしかし、「後期中等教育の目的・性格」に規定しているように「教育の内容および形態は、各個人の適性・能力・進路・環境に適合するとともに、社会的要請を考慮して多様なものとする」ことに集約される。それは要するに、すべての青少年が後期中等教育を受けられるようにするつもりだが、適性・能力・進路・環境がさまざま

から、いろいろな学校をつくりかえる必要があるということであろう。

期待される人間像を別としても、「答申」に対する批判は様々である。しかし、一般に共通している問題はいわゆる「多様化」をめぐるであろう。しかし、ここで最も重要なことは、こんにち72%に達した高校進学率の上昇の中でさらに中心的な就学比率をもった高校普通科(全高校在学者の60%)についての前向きの方策はほとんど何も示されていないということである。全日制高等学校普通科の教育をぬきにして今後の後期中等教育の改革はありえないことはいうまでもない。しかるに、その問題は避けて、あえてふれなかったのは、別に多様化の具体策をいわなくても、既に高校普通科には厳然たる格付けや序列があり、具体的な方策をとるより、なりゆきにまかせていても、自然に多様な選別機能が働いていると考えたのであろうか。おそらく、政・財界の注文や、高校現場の反発、都市の私立高校への影響等各方面からの批判を懸念してのことであろう。

それよりもむしろ、おそらくその教育の振興には誰も反対しないであろう「勤労青少年教育」については大いに具体的提案や施策をとることになる。事実、「答申後の実施計画」の中で最も具体性をもっているのは各種学校制度の整備と社会教育活動の充実、特に勤労青少年教育対策についてである。各種学校については、「学校教育法の一部改正案を次期通常国会に提出してその実現を図りたい」(2)といっている。しかしそれは昨年既に大きな問題となり、激しい反対運動をまき起した外国人学校制度——具体的には在日朝鮮人学校の規制と抱き合せにした、各種学校制度の改編を意味する。所で例えば高校にも理容・美容等の課程を認めようなどという拡充方策であるが、これについては早くも理容業や美容業の環境衛生同業組合等からの反対意見もつよく、各種学校問題は利害が錯綜して簡単にはゆかないことが予想される。そうなるときし当っては、「勤労青少年に対する教育の機会の保障」＝勤労青少年教育の振興方策、例えば次のようなものがまづ具体化するのである。(3)

(1) 定時制・通信制併置のモデル校を設置する。

(2) 42年度中に専門家で構成する調査研究会を設け、勤労青少年に対する社会教育機関のあり方について検討す

る。

(ウ) 青年の家、公民館などの施設を整備するほか、この年齢層の青少年を対象とする青年センターを都市部に設置することを促進する。

(エ) 高校単位の認定のワクを拡大する。いわゆる技能連携制度の基準の緩和を図り、……さらに連携できる施設を各種学校等にまで広げることが検討する。

(ウ) や (エ) によってみると、勤労青少年に大幅に働きながら高校教育の機会を与えるように見える。しかし、働く青少年の願いは名目上の高校の名前や、単位の認定であろうか。答申が出た直後、文部省企画室長が司会して、「勤労青少年とその教育の改善の方向」<sup>(4)</sup>と題して座談会が行われているが、その中で、出席者(青年学級生 1, 定時制生徒 3, 会社・商店勤務 2)のうち定時制に学ぶ 3 人の生徒が、それぞれ次のように発言しているのは何を意味するであろうか。

「A. (新潟から東京に出て来て、就職して 3 年目にやっと定時制にはいった生徒。それまで会社がなかなか認めてくれなかった) “はいってみると、定時制高校はあまり勉強はきびしくない。生徒の勉強に甘い面がたくさんあると思います。学校に行く以上は希望をもっているのですからきびしく勉強させてほしい…”

B. “…単位の話が出ているが、単位を取ることも必要です。また卒業証書も必要です。しかしわたしたちが定時制高校を卒業しても、全日制高校を卒業したのと同様に世間は認めてくれるでしょうか。今、大部分の会社では認めていないと思います。高校を卒業して就職する場合、差別がないといいますが、実際には差別がある。…”

C. 青年学級や各種学校での学習に対して、将来、高校の単位をくれるのもいいけれども、なるべく全日制高校と平等にして欲しいと思います。そのためになるべくならば、もう少し予算をふやして、定時制でも、青年学級でも、それぞれの施設とか、設備とか、先生の数とかを充実して欲しい…”

以上の発言について多くを説明することはないであろう。勤労青年は名目よりも、質の高い金をかけた教育施策を要求しているといわねばならない。「勤労青少年教育の振興」という看板に対して、安上りのいいかげんな教育を拒否していることを知るべきであろう。

所で最近の後期中等教育及び高等教育(大学)への就学人口の統計的推移から誰にでもわかることは、わが国の学校教育の量的拡大の速さが予想以上であることである。高校への進学率の高さ、大学進学希望者のいちじるしい増加については、行政庁の見込みを常にオーバーしている。それはそれとして、わが国民の教育にかける熱意として高く評価してよいであろう。しかしそれと同時に、わが国の教育がいま直面している

矛盾は、そのような拡大が、父兄の負担する教育費の増大にみあった内容のある質的に高い高校教育や大学教育が与えられているか、であり、「教育を受ける権利」がことばの正しい意味において保障されているかどうかの問題である。多くの学校において、「高かろう、悪かろう」高くて、しかも内容の貧弱な教育しか受けられないことに多くの人々は怒りを感じている。従って、安い教育費で、しかも質のよい教育を与える少数の学校を羨望しながら、果てしない進学競争に明けくれているのが現実である。実は後期中等教育改善方策の第一に、高校及び大学の入試の改善と、制度改革の財政問題こそ真正面から、とりくまれるべき問題であったであろう。と同時に、かつて戦後改革における高校三原則「小学区制、男女共学、総合制」を前向きに発展させるのではなくて、なし崩しに解体させる政策がとられてきた報いをいま日本の高校教育がきびしく受けているといわざるを得ない。現に東京都をはじめとして、多くの府県の教育はこの問題をめぐって、ふり回わされているともいえるであろう。

こうしてみると、こんにちのわが国の後期中等教育がかかえている問題は量的に拡大した後期中等教育の現在の状況の中で、いかにして高い質の教育をすべての青少年に保障するからという最も困難な、しかしアメリカでもソ連でもヨーロッパでも、多くの国々がそれぞれに追求している課題でもある。

所で、その場合、ことからの深い意味において、真に教育が重んぜられ、「学ぶ権利」=教育権がどのようにして守られているかを示す試金石は勤労青少年教育の政策とその教育の実態に現われるであろうと考えられる。もっといえば、学校教育と社会教育を結んでの新しい意味での継続教育の課題——青年であれ、成人であれ教育を受けたい人、勉強の機会を得たい人々の教育要求をどう保障するか、或いは自主的な学習への条件をどう整備するかという教育保障の問題につながると私は考える。

その意味で、現在及び将来の中等教育——青年期の教育とその継続教育を考える前提としてどうしてもその歴史的背景に立ちかえらざるを得ないと考えられる。近代日本の学校発達史と並んで、その最も傍系的な教育通路——言わば学校体系の裏街道を歩んだ勤労青少年教育の歴史をたどる必要がある。しかもそれを単に政策や制度的側面だけでなくて、地方教育史における青年教育の実践の発掘をも心がけて、政策と教育実践の対応関係をたどりながら、こんにちの問題に接近したいと思う。

〔なお本稿は紙数の関係で、近代日本の青年教育史(その一)として、主に明治前期・中期における問題の考察に当てられる。〕

## 本 論

## 一. 明治前期近代学校の成立過程における小学夜学校と青年夜学会

## 1. 学制における問題——「貧人小学・村落小学・夜学校及び諸民学校」

明治5年の学制においては「小学校ハ教育ノ初級ニシテ人民一般必ス学ハスンハアルヘカラサルモノトス」と定められ、上下二等からなる尋常小学を主軸として近代小学校の発展を構想していたことは、学制21章及び27章の規定からみて明らかである。しかし、周知のように明治維新直後の変革期にあって、近代的な学校制度が簡単に構築、実施されるわけにはいかなかった。（それについて地方における近代学校の成立過程における問題の一端については昨年の紀要において、<sup>5</sup>「明治初期岐阜県における、「義校」について」の論稿でもふれている）<sup>(5)</sup>従って小学校について、正則の尋常小学のほか、いろいろな名称・形態のものを認めていたことは学制第21章から26章に規定されている通りである。しかもこの中で、働く子どもや、青年の教育に関する簡単な施設や方法が考えられていたことが注目される。勿論それは現代的な意味における勤労青少年教育としてではなく、初等普通教育——義務教育普及のための小学校皆就学政策の一つとして、いわば正規の学校の代置機能としての役割が大きい。と同時に、後述の愛知県における「貧民夜学校」の例に認められるように、学制21章と24章及び25章の関連は一体であるといえる。即ち人民皆就学政策とその矛盾を縫合する貧民に対する慈恵対策がそれである。学制24章は「貧人小学ハ貧人子弟ノ自活シ難キモノヲ入学セシメン為ニ設ク其費用ハ富者ノ寄進金ヲ以テ是専ラ仁恵ノ心ヨリ組立ルモノナリ仍テ仁恵学校トモ称スベシ」と規定し、25章には「村落小学ハ僻遠ノ村落農民ノミアリテ教化素ヨリ開ケサルノ地ニ於テ其ノ教則ヲ少シク省略シテ教ルモノナリ或ハ年己ニ成長スルモノモ其生業ノ暇来リテ学ハシム是等ハ多ク夜学校アルヘシ」といっている。学制27条の規定からすれば下等小学4年、上等小学4年の8年が義務教育と考えられていたと見ることができるが、それは、いわば形式的目標ともいふべきもので、実質的に義務制8年をとることはとうてい不可能であった。明治12年教育令による「凡児童学令間少クトモ十六箇月ハ普通教育ヲ受クヘシ」（14条）への就学政策の後退はそのことを端的に示している。義務教育の法規的規制がかなり明確な形でしめされるのは明19年の「小学校令」であり、同時にようやく実質的な義務教育3年制が行なわれるのが、明治23年の小学校令改正による小学簡易科廃止がめやす

になっていることによっても知られるように明治前期における近代学校の成立過程は決して順調なコースを進んだわけではない。従って明治政府は、義務教育制度施行後も貧民の子弟を国民教育制度の対象外におくか、（貧困による就学免除）或は貧民子弟の教育を、多くは地方公共団体や私人の慈恵にゆだね、「子守学校」「半日学校」「貧民特殊小学校」或は「夜間小学校」として、明治30年前後にも広く認められる状態であった。<sup>(6)</sup>

従って、明治期において注目されるのは小学夜学校の性格と実態であり、それとの関連なしにはいわゆる勤労少年の教育史を考えることはできないであろう。まず先にあげた学制25章には生業の暇に学ぶ学校や夜学校の形態が示されている。当時の地方のくらしの実態からすれば「村落小学」こそ主流とも考えられるが、学制施行後の各地の小学校名に「村落小学」なる名称はまれである。<sup>(7)</sup>とすれば、当時一般には政府の方針に従って正則の尋常小学を目標とし、その学校設立を強行して、かえって重大な矛盾を露呈せざるを得なかったことは多くの事実によって明らかである。こうして「村落小学」は形態としては夜学校の形で存在していたと考えられよう。学制期の夜学校についての最近の研究では、その開設を確認できる府県（現行行政区に換算して）は35府県にのぼるといわれている。<sup>(8)</sup>次にその地方における具体の姿を愛知県を中心に考察してみよう。

愛知県では明治8年1月に正副区長兼任の学区取締にあてた「学区取締取扱規則」の中に「家貧ニシテ白屋家業ニ困ミ勤学能ハサルモノハ夜学校ヲ開塾学致サシムヘキ事」（第6章）の規定がある。これは「貧民ノ子女ヲ学ニ就カシムル」ためにとった特別の対策とはいえ、昼間の正規の小学校に就学しないことが公然と認められていたことを意味し、夜学校が正則の学校と別系統の学校体系を形成するものとして注目される。このことはさらに就学促進対策の一環として、明治9年6月名古屋で開かれた「第2大学区教育会議」が審議した「貧民教育法」の中にも認められ、夜学校が広く存在し、一定の役割を果すことを予測させている。注目すべき内容を含んでいるので資料<sup>(9)</sup>として次にかかげる。

これは家が貧しいために家業の手伝い・子守り、労働などのために昼間就学できない10歳から16歳までの男女（有志は16歳以上の者についても）読・書・算の基本教科を教える夜間ないし休日に授業する学校——こんにちにいう定時制、Part-Timeの学校を予定している。さらに、その費用を児童の傭主にも負担させようとしている。

所で当時多くの学校で夜学が開設されていたことは

〔注〕：春日井郡は当時第2・第3中学区に分かれて所属していた

こうしてみると明治7年、愛知県（当時10の中学区が設けられていた）の第2・第3中学区だけで、153小学校のうち、45校に夜学が設けられていたことになる。広範な児童労働の存在によって、貧民子弟の全日就学は単に「就学督促」や「強促」＝強制、一方では学資を免除するといった慈恵策だけでは効果をあげ得なかったことは明らかである。そのための「夜学」一学令児童の労働力すら必要とする民衆にとって「学校」教育の負担は蓋し過大であった事実を裏がきしているといえよう。さらにいえば「夜学」にすら就学できない者の多いのが現実であった。愛知県の就学率は明治8年～13

年が38%前後、明治18年で66%であり、全国的には就学率が50%を超えるのは明治24年以降である。

こうして、愛知県においては「夜学校」が一定の役割（全国平均にくらべてかなり高い就学＝就学強制の一面を含みながら）を果たしていることは明らかである。のみならず、次の資料にも明らかのように、明治18年当時においても、正規の小学校とは別に、義務教育段階に「貧民夜学校」が存在していたことは、近代学校成立過程における矛盾の一端を示すものとして注目されよう。即ち明治18年6月、愛知郡の教育会において原案が決定し、郡長を経て県に伺い出て、認可された「愛知県愛知郡各小学校内貧民学校規則」は次のように規定している。(11)

貧 民 教 育 法

貧民ハ無謝ニシテ学ニ就シメ或ハ書籍ヲ貸与スルノ法粗設ケアリト雖日夜活計ニ苦シミ子女ヲシテ我職業ノ使役ニ供シ或ハ小児ノ伝ヲナサシメ又ハ人ニ傭役セラシムル、等ノモノニ至テハ猶就学ノ途ヲ得ル事難シ是レ適宜夜学或ハ休日ノ学校ヲ設ケテ之ヲ教育セサルヘカラス其方法左ノ如シ

一 学校ハ土地ノ便宜ニ任セ之ヲ設立ス  
但男女ヲ分ヲ以可トス校ハ小学校ヲ用ヒ或ハ人家ヲ用フルモ土地ノ便宜ニ

一 生徒ハ齡十一年以上滿十六年以下ニシテ父兄及ヒ他人使役セラシムル、者ノ外人校ヲ許サス

但有志ノ者ハ十六年以上ト雖モ入学ヲ許ス

一 科目 習字 算術 読書 三科トス

授業時間ハ秋冬ハ夜中三時間春夏ハ夕三時間休日ハ四時或ハ五時間トス教員ハ各小学校教員ヲシテ兼務セシム

一 費用ハ傭主及区内有志者ヲ募リ之ヲ助ケシム

文都省年報中にも認められるが、実態は文部省年報記載の数より多いようである。即ち文部省年報中の愛知県年報には夜学を開設している学校数では、明治8年に26校、明治9年に38校をあげている。しかるに明治7年の11月に愛知県（旧）の各学校幹事・幹事試補より提出された「小学校学資出納調」から算出された数によれば次のようになる。(10)

中学区	郡	小学校数	夜学数	生徒数 (男) (女)
第2	愛知	50	14	429 —
〃	春日井	26	12	290 6
第3	〃	37	15	
〃	丹羽	40	4	

愛知県愛知郡各小学校内貧民夜学規則

第一章 総則

第一条 郡内学齡児童ノ貧困ニシテ家計ヲ助クルカ為メ昼間就学スル能ハサル者ヲシテ入学セシムヘシ

但十年未滿ニシテ家計ヲ助クル力ナキ者ハ決シテ入学ヲ許サス且又時宜ニヨリ齡外ノモノト雖モ入学ヲ許スコトアルヘシ

第二条 生徒必用ノ器具並ニ筆紙墨等ニ至ルマテ自弁スル能ハサル者ハ勘査ノ上之レヲ給与スルコトアルヘシ

第三条 夜学ニ屬スル費用ハ渾テ町村教育費ノ内ヨリ支弁スヘシ

第二章 学期及授業ノ日時

第四条 学期ハ三ヶ年トシ更ニ一学年ヲ春秋兩度ニ分チ毎期生徒ノ学業ヲ試験ス

但試験法ハ明治十六年当県甲第七十七号布達ニ拠ル

第五条 休業定日ヲ除クノ外ハ毎夜授業スヘシ

第六条 授業時限ハ午後七時ヨリ同十時マテトス

但夜ノ長短ニヨリ遅速スルコトアルヘシ

第七条 毎時五十分間ヲ授業時間トシ十分間ヲ放課トス

第八条 休業日ハ普通小学校ニ準スヘシ

第三章 学科

第九条～第十三条 略

次にその教科課程表を示せば次の通りである。

字習	術算	書 読		身 修	間数	週時
		文 作	方 読			
三	三	三	六	三	間数	週時
六	六	六	六	六	間数	週日
正体五十音 草体いろは	算数実物計 用数字字方	仮字綴り	次濁五以 清音音呂 音音波	筆算等二就 簡易ノ格言 キ徳性ヲ涵 養兼テ作法 ヲ授ク	第六級	第一期
内行草体ノ	加加算命 算類用 法声法位	日常類語	十一連語 二ヨリ 至ル第	キ前期ノ統	第五級	第二期
同	減減加 算呼 法声法	送請 り取 状書	卷小改 一学正 読本	同	第四級	第三期
上	乘乘減 算呼 法声法	口上書	同上	同上	第三級	第四期
上	除除乘 算呼 法声法	日用書類	同上	同上	第二級	第五期
上	相除 場割 法	日用往復	学小 卷ノ三 読本	同上	第一級	第六期

こうして貧民夜学校は10歳以上で、年令的には当時の小学校中等科・高等科（明治14年の「小学校教則綱領」による中等科及び高等科の段階）教育の内容からは「学科ハ修身読書算術習字等ノ初歩トス」（第9条）とあるように、わずかに初等科（3年）の程度であった。逆に言えば当時の貧民の子弟は年令10歳以上であっても初等科の課程を修了していなかったことを示している。これは明らかに3—3—2制の正規の学校系統とは別のものであった。

このような施策は当時の就学率の実態からすれば、即ち全国的には過半数の学令児童が不就学であった時代からすれば止むを得ない措置であったとしても、義務教育制度と表裏の関係をもつ、児童労働保護立法制度の欠除とその後進性を示している。（年令段階は上昇するが、義務教育の不正常な形態として、こんにちも存在する「夜間中学校」はそれと無縁ではない。しかも、法制的にはそれが存在していないという偽まんの下で、後期中等教育の拡充整備がうたわれていることに注意しよう）

以上見てきたのは、当時の初等教育——義務教育段階での夜学校の問題であるが、その修了後、あるいは実務青年の教育組織についてふれておかなければならない。

## 2. 青年の集団（若者組——青年会）と青年夜学会

先に見た小学夜学校とここでみる青年夜学（会）は区別して考えなければならない。むしろ発生的にはこ

の方が古く、(12)文字通り「夜学ぶ」学習方式又は組織である。江戸時代から明治初期にかけて、若者が「若衆宿」に集って「夜なべ」をしながら、討論し、意見の交換をし、知識のやりとりをしたといわれるが、(13)農村青年は多く昼間は農作業その他の労働に従事するから、夜以外に若者が集っての学習の機会はなかった。所で明治の学制と政府の教育政策は、何よりも初等教育の普及を指向していたから、形式的な規定はあっても勤労青少年の教育について具体的な政策をもちえなかったことは容易に推測できる。

所で、学制第29章は中学の一種として「諸民学校」をあげている。さらに「諸民学校ハ男子18歳、女子15歳以上ノモノニ生業ノ間業ヲ授ケ又12歳ヨリ17歳マテノ者ノ生業ヲ導カンカメ専ラ其業ヲ授ク故ニ多ク夜分ノ稽古アラシムヘシ」（学制33章）という規定をかかげている。これはいわば中等教育に夜間の勤労青年教育制度を構想したものとして極めて注目すべき規定である。従来夜間学校については後年の「実業補習学校に類するもの」か「実業補習学校と看做すべきもの」という見方(12)が支配的であり、しかもこの規定の学校は実現をみななかったと説明されていた。(13)しかし明治12年東京府では府下15区に1校あての府立庶民学校の設置が試みられ、年令およそ12歳以上の男子について、在学3年、後半の2年をコースに分けて商業及び工業科とし、この工業科は我が国最初の夜間工業学校であるとされている。(14)なおこの庶民学校よりも早く、いわば我が国の夜間中等学校は商業学校として現われ、明治10年東京府下に6校の商業夜学校が設けられたという。(15)しかしその内容は小学校に間借りし、10歳～14歳又は15歳以上の二科において1年間簡単な商業学科を設けたが、12年に廃止され、上記の庶民学校に転換したものと考えられ、必ずしも十分な発展をみせなかった。

一方、明治5年の学制実施に伴う政府の教育政策は何よりも初等教育の普及をめざしていたから、形式的な規定はあっても、勤労青少年の教育について具体的な政策をもちえなかったことは容易に推測できる。従って、その時期における青年の教育はよりインフォーマルな教育形態に注目すべきものがあると考えられる。その代表的なものは、農村共同体を中心として、かなり長い伝統をもち、いわば「村の生活集団」(16)の一つでもあった若者組の変遷、即ち「若者組から青年会」(17)への発展過程の中に「青年夜学」(会)を生み出したことに注目すべきであろう。前節に見た小学夜学校とここでみる青年夜学（会）は区別して考えなければならない。むしろ発生的にも後者の方が古い。一般に青年夜学会のなかでもっともはやくあらわれるのは明治2年に静岡県杉山村のそれであるといわれて

いる(18)。このような青年夜学会は明治20年代以降に群生するが、明治初期にもかなり広範に存在し、しかも、必ずしも所謂「実業補習教育」的なものばかりでなく、補習教育の枠をこえた青年の政治教育的機能をもつ(それだけに権力とのまさつを誘発した)ものがあった例として、次の資料(19)を引用しよう。

信越の国境、黒岩山麓一小村あり、水清く地瘦せたり、戸数僅かに七十余、顔戸村と名づく、後尾崎と合併して寿村と称す。明治五年十月郷党の有志相謀りて顔戸開成所を立つ、青年会兼夜学校なり。

これは『北信自由党史』の「郷党史」の冒頭をかざる言葉であるが、明治初年の地方の青年教育における革新性的一端をのぞかせている。一僻村にも開化の波が寄せ、同時に民権運動の一つのエネルギーが育ったことは、戸数わずか七十余戸の小村であるだけに驚きである。明治19年4月の国会開設期成同盟の上願に刺激されて、建白書を提出し、寿自由党を結成した模様を次のようにのべている。「明治十三年某月、顔戸青年会の有志密に無形結社を組織し、以て遙に板垣の愛国公党に応ず、人呼んで寿自由党と言ふ」(20) その後この運動は加わった小学校教員たちは弾圧をうけ、政治運動から締めだされるが、その影響をうけた青年は一定の時期における党勢を構成したという。(21)このように青年会兼夜学の形や集会は演説会を通じて、多くの青年が一定の政治教育をうけたことは、次にあげる「自由党史」の一節からも推測し得るであろう。即ちいわく、

「……越へて十四年に至り、気運は更に一進し、自由主義は全国の地層を縫ふて益々広延し、……

兆民……その自由主義を講ずるや、専らルソーの民約論を祖述し、人爵を排し、階級を撃ち、諸論奔放、天馬の空を行くが如く、青年の徒、風を聞いて来り遊ぶ者多し。……」(22) という言葉が当時の雰囲気的一端を示している。

それなればこそ、一方で明治10年代には政府や地方官庁が主催する勸業会や農談会がふえてゆくし、地域青年集団の組織化や再編が徐々にはじめられる。有識者・名望家の名で呼ばれる地域支配層の、ある時は指示をうけ、指導をうけ、時にはそれに反撥し、時にはそれと協力しながら、封建時代からの若者組(連)はやがて次第に青年会へと転換してゆく。公的に青年団が、体制の教育政策に登上するのは明治30年代であるが、その過程は明治維新の社会変革の中でもまれながらやがて、絶対主義体制の中にくみ込まれてゆく屈折した過程をたどる。時に一定の自主性をもった青年の学習組織——青年会・青年夜学・青年討論会・青年農

談会・青年報徳学社等々——を生み出しながら、封建的な村落共同体の中で、やがて成人(村の有識者—その場合の小学校等の教師の果たした役割は注目される)からする青年対策的な青年会の結成やその夜学会が増加する。それは特に明治20年代以後に数多くなるが、その中には、先の例に見られるような自由民権運動を代表とする政治運動に対立して、青年の思想的・政治的関心をそらし、風紀矯正・思想善導的発想に立つ青年集団の組織化が見られるようになる。そうでなければ、依然として「旧習を墨守し」「勸進と称して寄附を強要し、未婚の女性に対して我儘勝手をし、寝宿に集り賭博に耽り、……或は淫猥なる雑談をなし……。」の非難を受ける。「しかしこれは決して若者連の罪でなくして、当時の社会の罪」と若者史の研究者(23)をして嘆けかきしめる程、明治中期の若者連の記事は功績をいわずして、弊害について多く語っている。各地の郡村誌(24)も又同じ傾向をもつ。政治運動に対しては弾圧が、正規の学校を通じての立身の道は狭く、生活の道は苦しい。こうして彼ら「若者連」のエネルギーは時として方向性を失いがちであったのもうなずけよう。

このことがやがて日本の産業革命を迎え(明治20年代～30年代)さらに日清・日露の戦争という激しい国家的・社会的危機の中で、やがて、一つは実業補習学校(明治26年以後)という学校による青年教育(働く青年の貧弱な、安上がりな教育だが)の方向へ。他の一つは「青年会」から「青年団」への組織化へと、やがて全体として青年に対する権力による統制への地ならしがはじまる。いわば明治後期における早産した日本の帝国主義と、跋行的資本主義の矛盾の中に生きた青年の姿と、その教育の問題については稿をあらためて検討されなければならない。

注

- (1) 文部時報「後期中等教育・期待される人間像」1966, 11臨時増刊号(資料編)参照, 以下「答申」の引用は同書による。
- (2) 同上書 P. 270「中教審答申に対する各局課の実施計画の概要について」より
- (3) ア～エはいずれも同上書, P. 271よりまとめたもの
- (4) 同上書 P. 136～165 参照
- (5) 名古屋大学教育学部附属学校紀要第11集, P. 121～126 参照
- (6) この点については、「子どもの生活と教育の歴史」中の児童保護事業(田中勝文)参照, さらにこの時期における児童労働については、横山源之助「

日本の下層社会」（1899）及び風早八十二「日本社会政策史」（1937）等の指摘が重要である。後者は明治30年の商工局技術官の報告の一文、「徒弟又ハ幼年職工ノ年令ニ制限ナキコト。紡績工場ニテ女工ヲ募集スルニ年令ヲ12歳又ハ13歳以上ニ限レルハ表面ノミニシテ、實際ハ職工ノ不足ナルヨリ、7・8歳ノ子女ヲ使役スルヲ常トス」をあげ、さらに多くの児童労働の実態を分析している。

- (7) 村落小学の性格については、仲新「明治初期の教育政策と地方への定着」（1963）参照
- (8) 名大教育学部紀要11巻，P.69 田中勝文「貧民学校史の研究」の指摘による。
- (9) 名大教育学部紀要第8巻仲新，他「東海地方における近代学校の発達」資料（56）による。
- (10) 同上書，P.34 及び P.44～P.51 の資料より作成。
- (11) 同上書，P.35 資料（32）による。
- (12) 文部省「学制八十年史」P.28
- (13) 例えば千葉敬止「日本実業補習教育史」（S.9）
- (14) 三井為友「我国に於ける夜間実業学校に就て」教育思潮研究会編「青年教育」所収（S.14）
- (15) 同上書，P.153～154 なお、小塚三郎「夜学の歴史」（S.39）の所論もこの見解をとっている。

(16) 小野武夫「農村史」（S.16）

(17) 中山太郎「日本若者史」（S.5）

(18) 前掲日本実業補習教育史 P.4 「…杉山の夜学校は片山信明翁が、……農村の振興を図るために、明治2年より経営した学校で、……」とある。宮坂広作氏の近著「近代日本社会教育政策史」もこの見解をとっている。

(19)・(20)・(21) 上沼八郎「信州教育史の研究」（P.39）参照

(22) 板垣退助「自由党史」中（岩波文庫）P.37

(23) 中山太郎「日本若者史」参照

(24) 例えば愛知県碧海郡誌（大正5年）は次のようにいう「従来本郡に於ては青年有志相集り、任意に夜学会等を設けて補習教育をなし、以て知能の啓発につとめ、或は農業の試作をなし、以て農事の改良進歩に心を傾けしものなきにあらざりしが、中に青年の風紀奢侈に流れ、遊惰に陥りしものなしとせず、……」このことは明治後期の状況を説明しているが同じ発想から明治20年前後の青年対策にも見られる。「安城町誌」（大正8年）愛知郡誌（大正12）春日井郡誌（大正12）等にも同じ傾向が見える。

なお、萩原進「群馬県青年史」（S.32）は当時の青年教育の豊富な資料を集めている。